



Title	東京都外形標準課税裁判についての会計学的研究
Author(s)	山口, 孝
Citation	明大商學論叢, 85(2): 73-93
URL	http://hdl.handle.net/10291/13326
Rights	
Issue Date	2003-02-22
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

東京都外形標準課税裁判についての 会計学的研究

Accounting Study of a Suit about the Designed Tax
on the Basis of Business Size:
Case of Tokyo Metropolitan Government vs Major Banks

山 口 孝
Takashi Yamaguchi

I. 序 論

1. 事件の発端

東京都は、5年間の時限立法ではあるが「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（以下「本件条例」という）にもとづいて、東京都で営業を行なう資金量5兆円以上の銀行等に対して外形標準課税を導入した。拙論はこれに関連した会計問題を論じるのであるが、本論の成り行き上、素人で、不十分となると思われるが、東京都の事業税についての外形標準課税について述べておく。まず事業税に対する外形標準課税であるが、それは、事業者が道路、港湾、橋梁など自治体から受ける各種の行政サービスに対する課税であり、したがってこの課税を応益課税（受けた便益にもとづく課税）と呼んでいる。戦後のシャープ税制改革においては、人件費、賃借料、金融費用、利益等によって構成される附加価値への課税が創設されたが、一度も実施されず廃止された。その代り創設されたのが現行事業税であり、それは、事業所得に仮託して課税がなされてきているが、事業税の本質が応益課税であることには変わらない。地方税法第72条の19は外形標準課税について、法人及び個人の事業税の課税標準は「事業の状況に応じ」、「所得及び清算所得によらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得及び清算所得とこれらの課税標準とをあわせ用いることができる」と規定しているが、これが外形標準課税なのである。

ひるがえって、銀行業をみると、バブル崩壊後今日にいたるまで、ゼロ金利政策に示されるきわめて低い預金金利のもとで、バブル期以上の業務粗利益と業務純利益をあげながら、巨額の貸倒引当損失（不良債権の間接償却）や貸倒償却（直接償却）を行なうことによって所得を赤字とし、所得課税による法人事業税をほとんど支払っていない。それにもかかわらず、当期純損失を計上する銀行においても、相当の配当金を株主に支払ってきている。株主には配当を払って東京

都には税金を払わなくてよいのか、という問題もある。(この点については、いわゆる赤字企業が配当するのも、過年度利益の内部留保である剰余金を取り崩して行なうのであるから問題ない、とする銀行の言い分があるが、バブル崩壊期に計上した利益は不良債権の十分な償却をしないままに計上したものであるから、いわゆる「蝸配」に当たるとも推定できる)。

ところで、東京都は都内で営業を行う資金量5兆円以上の大手銀行に対して、損益計算上の「業務粗利益」に対して課税を行なうこととした。

東京都はその理由として次の2点をあげている。「①銀行等における業務粗利益は、銀行業等の基本的業務をすべて網羅した指標であり、銀行等の事業活動の規模を最も適切に反映する客観的指標であること、②現行の所得と比較して、かなり安定性が期待できることなど、銀行等の事業活動量の指標として最も適切なものである」がこれである(東京都 答弁書 平成12年12月21日 60頁)。

2. 業務粗利益へ課税に対する「銀行等側」の反論とこれに対する東京都側の主張

およそ、業務粗利益に対する課税の「銀行等側」の反対論とこれに対する東京都側の主張は次のようである。

(1)① 「銀行等側」

- ・銀行業等の場合は、業務粗利益に対する課税は、売上高に対する課税となる。
- ・売上高には他社からの仕入高に相当する金額、すなわち他社の事業活動分が含まれるので、外形基準としては不当。
- ・売上高の減少として評価されるべき貸倒損失が控除されていない。すなわち、売上高より更に課税ベースの広い水増し売上高に対する課税となる。

② これに対する東京都側の主張

- ・業務粗利益は、基本的業務を網羅し、客観的で安定性があり、課税標準としたことは合理性を有する。

(2)① 「銀行等側」

- ・業務粗利益をもって銀行等の事業活動の規模を最も適切に反映する客観的指標と判断するにあたって考慮した要素とその内容は基本的業務を網羅し、客観的、安定的に示すということに尽きるか

② 東京都側

- ・尽きている

(3)① 「銀行等側」

- ・業務粗利益と他業種とのいかなる勘定科目と比較したのか。

② 東京都側

- ・売上総利益である。

(4)① 「銀行等側」

- ・業務粗利益は、銀行監督上の概念であり、売上総利益は損益計算書の勘定科目であり、制度目的も表示上も共通基盤を欠く両者を比較したのは誤りである。

② 東京都側

- ・業務粗利益は、銀行監督上の概念ではなく、法定開示項目である。

(5)① 「銀行等側」

- ・業務粗利益から貸出業務に不可欠な費用である貸倒引当金繰入額（一般、個別）貸倒償却、不良債権売却損が反映しておらず、費用収益が対応する売上総利益とは異なった概念である。

② 東京都側

- ・貸倒れは会計上売上原価を構成せず、税法上も同様である。

(6) その他銀行等側は次のような主張をしている。

- ・業務粗利益には貸出金利息は含まれるが、費用である貸倒が含まれておらず、収益と費用が対応しておらず、この点からも売上総利益に相当しない。
- ・信用リスクプレミアムはフローの概念でストックの概念として捉えるのは間違いである。
- ・主税局長が議会で「業務粗利益は一般企業でいえば、売上総利益に相当する」としたのは誤った説明である。

以上の双方の意見、とりわけ銀行等側の意見は総額 1,000 億円にも及ぶという課税を回避したいがための意見も多いが、これについては後述する。

3. 判 決

これに対する東京地方裁判所の判決は銀行等側の勝訴とした。しかし、特に業務粗利益に関する判決理由は多くの銀行等側鑑定書を十分な理解もしないで利用したと思われる部分が多く、納得いかないものである。いまその核心的部分を多少長くなるが引用すると次のようである。

「特に、東京都主税局長は、都議会において、現行の事業税につき、所得課税という応能原則による課税が行なわれていることを認識しながら、あくまでこれが応益原則に基づくものと強弁し、かつ、銀行の業務粗利益が一般事業会社の売上総利益に相当するとの誤った説明を行ない、都議会議員らの判断を誤らせるに至ったのであるから、これらについての過失が問われなければならない。…都議会においてそのような説明をしたことは、ほとんど重過失に近い過失があったといわざるを得ない。

また、銀行の業務粗利益が一般事業会社の売上総利益に相当するものでないことは、本件にお

いて被告らも認めているところであり、それは、前者が貸倒損失を控除していない点にある。すなわち、銀行業の中心を占める貸金業においては資金の供給者から銀行が資金を調達して、資金の需要者に貸し付けるのであるが、一般事業会社における売上に相当するのは需要者から回収する貸付元本とその利息、仕入れに相当するものは借受け元本とその利息ということになり、双方の元本は等しいから、貸倒れが全くないと仮定すると、貸付利息から借受利息を控除した業務粗利益が売上総利益に相当することになるが、貸金業には貸倒れが必然的に発生するものであるから（これは、製造業において仕入れた原料のすべてが製品として仕上げられるわけではなく、一定量の欠陥品や製作の失敗による無駄が生ずることと同じであり、これらの発生は売上高の減少となって売上総利益に反映しているのである。）、この額を控除しない業務粗利益は、売上総利益とは異なったものといわざるをえないのである。…

以上のようなことは、会計や金融について専門知識を有しないものでも通常の常識人であれば容易に想到し得るところであるから、その点につき誤った説明をした主税局長には、やはり重過失に近い過失があったというべきである」（判決書 57頁～58頁）。

この判決は事業税が応益課税であるという、事業税の本質を忘れたものであり、そのことが大きな争点であったが、さらに、業務粗利益に課税することの是非が問われる裁判であった。とりわけこの判決文において「以上のようなことは、会計や金融について専門知識を有しないものでも通常の常識人であれば容易に想到し得る」とのべるのであるが、45年有余会計を研究してきた筆者には、後述するように、この判決文は「容易に想到」できないものである。まして、主税局長が現行の事業税を「あくまで応益原則に基づくものと強弁し」「業務粗利益が一般事業会社の売上総利益に相当するとの誤った説明を行ない、都議会議員らの判断を誤らせるに至った」として、二重の重過失に近い過失があったときめつけているのは、独断と偏見に満ちたものである。

本章を終えるに先立ち、この裁判と判決に対する総括的な意見が八ツ尾順一氏（公認会計士・税理士）によって発表されている。卓見であるのでその一部を紹介させていただく。

「報道でもなされていたように、鑑定書の数については、圧倒的に銀行側の鑑定書が多い。銀行税に否定的な鑑定書24通に対して、都側は3通ということである。鑑定書の数によって、東京地裁は、軍配を銀行側に上げた訳でもないであろうが、その判決内容については、銀行側の鑑定書をそのまま鵜呑みにしているところもある」と述べこの判決が銀行等側の圧倒的多数の鑑定書を「鵜呑み」にしているところもある、と述べられているが、筆者の感想ではこの判決はいたずらに鑑定書の数をあげつらい、これに溺れた「通常の常識人」以下のものであったと言わざるをえない。ところで八ツ尾氏は業務粗利益を課税対象に選んだことについて「現行の事業税が所得を課税標準としていることから、直ちに、事業税は『応能原則』を採っているとみるのではなく、『事業の規模』を示す一つの指標として、『所得』を捉え、その所得の指標よりも『業務粗利益』が銀行業等の業務をほぼ網羅し、事業規模や活動量を適切に表す指標とみることができるならば、今回の銀行税もあながち批判されるものでない。そして、課税基準をより適切な指標に変更すること（所得から業務粗利益へ）自体、地方自治体の裁量権の範囲内といえよう」と述べて

おられる（八ツ尾順一「東京都・銀行税事件に係る素朴な疑問～原告の鑑定意見書を読んで」『納税月報』、2002年12月号、8～9頁）。

これは中正かつ適切な意見である。

4. 本論文執筆の動機

以上の東京地裁における、銀行等側勝訴の判決は2002年3月26日言渡しがあった。「東京都銀行税が提唱された、平成12年2月9日の新聞は、一斉に東京都の提案を、地方自治権の快挙として賛美した。…そして平成14年3月26日、東京地裁で銀行税違法判決がでると、外形標準課税への風向きも変わり、東京都は苦しい立場にたたされた。マスコミは違法判決につき、地方自治体に対する理解のなさを指摘したが、違法判決を容認する傾向であった」（高寄昇三『東京都銀行税判決と課税自主権』地方自治ジャーナルブックレットNo.32、2002年、はしがき）。

こうした時、会計研究者と税法研究者から、私に東京都の立場で鑑定意見書を書くことの意向をもとめられた。「一審敗訴は鑑定人をほとんど立てず、とりわけ会計面での主張がほとんどなされなかった。こうした反省に基づいて」ということであった。その後双方の裁判資料を読み、銀行等側がまさに牽強付会の論理と、それに追隨する圧倒的多数の鑑定意見書をもつて判決を誤らせた、と思わざるをえない心境に達し、鑑定意見書を執筆するにいたった。

鑑定書執筆に当たっては、岩波一寛先生（中央大学名誉教授）には、事業税の本来の在り方についてご教示をうけ、野中郁江（明治大学教授）、山口不二夫（青山学院大学院教授）、山口由二（大東文化大学助教授）、神田良介（明治大学専任講師）等の諸先生には業務粗利益等の会計上の概念についての意見をうかがい、また数回の研究会をもち啓発されることが多かった。また電気通信大学名誉教授君塚芳郎先生には資料等を含めて、種々ご助言を賜ったことを誌上を借りて、感謝する次第である。なお山口不二夫教授は経営分析論の見地からこの問題について別個に鑑定意見書を書かれていることも付け加えておく。

本稿は私の鑑定書に基づいて執筆されたものである。

II. 本 論

1. 「売上総利益」、「業務粗利益」開示についての「銀行等側」の誤り

(1) まず冒頭に述べておきたいのは、「銀行等側」が「一般事業会社」は「売上総利益」を損益計算書に計算・表示しているが、銀行等では「業務粗利益」を計算表示していないとし、したがって「売上総利益」と「業務粗利益」が異なる概念であり、そのことをもって課税標準たり得ない重要な理由のひとつとしたことである。「本件条例を制定するに当たって重大な立件事実に関して致命的な事実誤認があったというべきであり…」（地裁原告第3準備書面4頁）とも述べているが、ここには大きな誤りがあることである。

① 東京地方裁判所民事部第3部（以下「東京地裁」とよぶ）に「銀行等側」が提出した「原

告第3準備書面」において「銀行等側」は「一般事業会社における損益計算書の構造」という項を設け〈銀行業の損益計算書〉と〈一般事業会社〉なるものとの「損益計算書構成の比較対照」を行なっている。このさい、「一般事業会社」とはどのような会社を意味するのか不明確であるが、そこでは、上場会社等、証券取引法が適用される、ごく限られた大会社の財務諸表の表示勘定項目について、証取法財務諸表規則に基づいて売上高から売上原価を差引き、売上総利益額を表示する形式を示している（資料1参照）。

しかし、ここで極めて重要なのは「原告第3準備書面」は「銀行が銀行法19条に基づき作成及び提出が要求されている業務報告書に含まれる貸借対照表、損益計算書等の財務諸表が、商法281条1項の計算書類に代置するものとされている」（同5頁）と述べていることである。すると銀行業の損益計算書の形式と対照されるものは商法施行規則（旧商法計算規則）の形式でなければならない。

(2) 商法計算書類規則は「売上総利益」の表示を求めている

銀行法19条に基づき作成及び提出が要求されている業務報告書に含まれている貸借対照表、損益計算書等の財務諸表は、商法281条1項の計算書類に代置するものとして、商法施行規則のそれと比較されなければならないが、この規則は「売上総利益」の表示を求めているではない。

すなわちこの規則第76条は「損益計算書には、経常損益の部及び特別損益の部を設け、経常損益の部は、営業損益の部及び経常損益の部に区分しなければならない」とし、続いて第77条は「営業損益の部及び営業外損益の部は、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない」とし、さらに第78条は「営業収益の合計額と営業費用の合計額との差額は、営業利益又は営業損失として記載しなければならない」としている。この規則は「売上総利益」を計上することを求めているではない。もちろん大企業が商法にもとづいて公開する株主総会資料、事業報告書にも「売上総利益」の計算段階はなく、「売上総利益」は計上されていない。

(3) 新法務省令による各種書類のひな型も「売上総利益」の記載を求めている

これに即して、経団連・経済法規委員会の示すひな型があり、これには当然、「売上総利益」は表示されていない。

これらのいずれをみても「銀行等側」が銀行法19条と等置されるという商法施行規則上の「一般事業会社の損益計算書」には「売上総利益」又は「売上総損失」という区分及び表示は存在しないのである。

(4) 「銀行等側」の「原告第3準備書面」に記載の〈一般事業会社の損益計算書〉は「商法施行規則」のものでない

「銀行等側」は、「原告第3準備書面」7頁記載の表において、銀行については「業務粗利益

（業務粗損失）」の表示されない損益計算書を示すとともに、〈一般会社の損益計算書〉のそれについては、売上高から売上原価を差引く形で「売上総利益（又は売上総損失）」を計上する形式を示している。この対比された両形式について、銀行業の損益計算書については注記において「普通銀行の損益計算書の様式（銀行法施行規則 18 条 2 項別紙様式 3）による」と記しているが、〈一般事業会社の損益計算書〉についてはその出所を明らかにしていない。なぜなのか、なぜ銀行法施行規則と「対置」すべき商法上の〈一般事業会社〉の損益計算書を掲載せずに（それには「売上総利益」は記載されない）、ごく限られた事業に適用される損益計算書の形式を出所も明らかにしないで掲載したのか釈明すべきである。

確かに、上場会社等の証取法適用会社には「証取法財務諸表規則」が適用され、その第 83 条においては、「売上高から売上原価を控除した額（売上原価が売上高をこえる場合は、売上原価から売上高を控除した額）は、売上総利益額又は売上総損失額として表示しなければならない」と売上総損益額の計算・表示を求めている。しかし、この規則は証取法適用会社というごく限られた株式会社に適用されるに過ぎない。これを商法が適用され、法令によって公示と公告が求められる、全ての〈一般事業会社の損益計算書〉の表示様式のごとくみせかけるばかりか、出所も明らかにしないで裁判の準備書面として提出した。かくして、銀行側が最も普遍的かつ基礎

資料 1

〈銀行業の損益計算書〉	〈一般事業会社の損益計算書〉
経常収益	売上高
資金運用収益	売上原価
役務取引等収益	売上総利益（又は売上総損失）
その他業務収益	販売費及び一般管理費
その他経常収益	営業利益（又は営業損失）
経常費用	営業外収益
資金調達費用	営業外費用
役務取引等費用	経常利益（又は経常損失）
その他業務費用	特別利益
営業経費	特別損失
その他経常費用	税引前当期利益（又は税引前当期損失）
経常利益（又は経常損失）	法人税等
特別利益	当期利益（又は当期損失）
特別損失	
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	
法人税等	
当期利益（又は当期損失）	

注：銀行業の損益計算書は普通銀行の損益計算書の様式（銀行法施行細則 18 条 2 項別紙様式 3）による。特定取引勘定設置銀行（同様式 3 の 2）の場合は、経常収益及び経常費用の細目に特定取引収益及び特定取引費用の勘定科目が加わる。）

（出所）「銀行等側」が地裁に提出した第 3 準備書面 7 頁。

的法規である商法において売上総利益の計算・表示を求めているのにもかかわらず、法令が〈全ての事業会社〉に対して売上総利益の表示を求めているがごとく装って裁判官を欺いたことは許されるものでない。

(5) この件についての吉田鑑定意見書の誤り

この件について吉田鑑定意見書（中京大学経営学部助教授・米国・日本公認会計士，2001年7月19日提出，甲第107号証）も誤りを犯している。この意見書は銀行業の損益計算書は「後述1.1.3において述べる一般事業会社の損益計算書とは異なり、『売上総利益』及び『営業利益』という損益区分は存在しない点に留意する必要がある…従って，損益計算書を含む財務諸表から『業務粗利益』及び『業務純益』を直接的に読み取ることができないことに注意すべきである」（同2頁）と述べている。即ち，「一般事業会社」には売上総利益という損益区分があるが銀行業等にはない，としているのである。しかし，ここであげている「一般事業会社」の損益計算書は銀行法施行規則にかける損益計算書に代置されるべき商法におけるそれではなく，ごく限られた企業に適用される「証取法」の「財務諸表等規則」なのである。氏は銀行法及び同施行規則が「商法に対する特別法の立場にある」（同1頁）ことを認めながら，ことさらに「売上総利益」をすべての「一般事業会社」の損益計算書に記載されるが如くに述べるのは，作為的であり，銀行には「一般事業会社」と違って「粗利益」という概念はないとしたかったからにほかならない⁽⁹⁾。

(6) このことについての神田鑑定意見書の誤り

このことについて，神田秀樹氏（東京大学教授）も明らかに誤った前提から論理を展開されている。神田氏はその意見書において，財務諸表の用語，様式，作成方式が「公正ナル会計慣行ヲ酌スベシ」としていること，「財務諸表規則」1条1項が「…この規則において定めのない事項については，一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う」こととしているのを前提として「したがって，商法および証取法の適用をうける一般事業会社の損益計算書に表示される『売上総利益』という勘定科目の実体を法的に検討するに当たっては，『公正なる会計慣行』および『一般に公正妥当であると認められる企業会計の基準』に従った会計上の取扱いを考慮することが必要である」（同意見書2頁）と述べている。ここでは，「一般事業会社」の損益計算書に「売上総利益」という「勘定科目」が存在する，としている。しかし，商法上の損益計算書に売上総利益が表示されるというのは，明らかな誤りである。前述のように商法適用の計算書類には「売上総利益」という勘定科目はない。

(1) このことについて2002年8月27日，東京高裁に提出された鑑定意見書（甲第261号証）では「山口氏が言うように，証券取引法の適用がなく，売上総利益の損益区分もない中小の一般事業会社の損益計算書と銀行の損益計算書とを比較しても無意味である」（同，2頁）と反論している。ここでは銀行と比較されるべき巨大企業においても，公示，公告という，いわば一般に使用される損益計算書は銀行と等しく売上総利益の表示を求めていることを無視している。巨大企業においても当然商法の損益計算書は適用されているのである。

小 括

ここでなぜ、「銀行等側」が法令・規則を誤って解釈してまでも〈一般事業会社〉の損益計算書がすべて「売上総利益」を表示しているとし、銀行にそれがないと強弁したかったのか。

察するに「銀行等側」は〈一般事業会社〉に法定されている（実際には証取法適用会社だけであるが）「売上総利益」という表示形式を銀行の財務諸表がもたないとし、だからこれに課税することなど到底できないと、強弁したかったからにほかならない。だが繰り返すまでもなく商法では売上総利益という表示を求めている。

2. 銀行等における業務粗利益は、一般事業会社における売上総利益と等しい概念である

(1) 企業会計上の原価、費用、損失の取り扱い方

企業会計の上で、製造業においては、製品売上高から売上製品原価が差引かれ、物品販売業においては、商品売上高からその仕入原価が差引かれ、売上総利益を算出する。これと同様に銀行業では業務収益から業務費用を差引き業務粗利益を算出することは、なんら「一般事業会社」と変わらない。この段階までの計算は売上総損益計算段階（銀行では業務粗損益計算段階）とよぶことができ、この段階までは費用と収益は個別に対応関係にある。

次いで「一般事業会社」では販売費及び一般管理費をこれから差引くが、このうちに含まれている人件費、物件費などと共に貸倒引当金繰入額が差引かれ、営業利益が算出される。これに対して銀行業においては人件費、物件費を差引いて業務純利益を算出し、そこでは貸倒引当金、貸倒償却等を差引いていない。

その後、「一般事業会社」は受取利息割引料、受取配当金等の営業外収益を加算し、支払利息割引料等の営業外費用を差引いて経常損益を算出する。これに対して銀行業においては、ここで一般貸倒引当金、個別貸倒引当金や貸倒償却、国債等債券売買、その他を差引き経常損益を算出・計上する。（ただし、異常かつ例外的な個別貸倒引当金や貸倒償却は特別損失として処理することが望ましい）。以上はわが国企業会計原則と金融庁実務ガイドライン（資料2参照）に即した損益計算書である。

上に述べた形式は銀行では金融庁ガイドラインや、証券取引法に基づいて作成される有価証券報告書の「事業の状況」や、商法に基づいて作成される事業報告書の「ハイライト」の頁等に掲記されており（資料2参照）、証取法「財務諸表規則」に規定された形式である。

(2) 銀行業等の収益（成果）はそのコスト（努力）を通じて実現する

周知のように銀行では第一に預金者等から資金を調達しこれを貸付ける。資金調達のコスト（努力）である支払利息がまず発生し、次いでこれを貸付けその他に運用することによって貸出金利息等の資金運用収益（成果）が実現する。①資金調達費用と資金運用収益、②役務等取引等費用と役務等取引収益、③その他業務費用とその他業務収益は銀行の主たる業務にたいする、努力（費用）と成果（収益）として個別に対応している。その全体としての業務費用（努力）と業

資料2 金融庁ガイドライン

(別紙1-3)

決算に関する情報

銀行

(以下の項目は一例であり、各財務局の必要に応じて構成するものとする。)

(単位：億円，%)

〈項目〉		備 考	
単	職員数(期末、人)	* 有価証券報告書ベース(就業人員数：出向者は含まない。)	
	店舗数(期末、店)	* 有人の出張所を含む(無人の店舗外自動設備は含まない。)	
体	預金		
	貸出金		
	貸倒引当金		
	貸	一般貸倒引当金	
		個別貸倒引当金	
	借	有価証券	
		国債等債券	* 「国債」+「地方債」+「社債」
		株式	
	照	繰延税金資産	
		総資産合計	
		資本の部合計	
		資本金	
		資本準備金	
		利益準備金	
		剰余金	
		有価証券含み損益	* 非上場有価証券を含む。
		リスク管理債券額	* 「破綻先債権」+「延滞債権」+「3ヵ月以上延滞債権」+「貸出条件緩和債権」
		金融再生法開示債権額	* 「破産更生債権」+「危険債権」+「要管理債権」
	表	業務収益	
		資金運用収益	
役務取引等収益			
業務費用			
資金調達費用			
役務取引等費用			
業務粗利益			
営業経費		* 「経費」+「退職金」	
経費			
人件費			
物件費			
末	業務純益		
	一般貸倒引当金純繰入額		
	国債等債権損益(5勘定戻)	* 「国債等債権売却益」+「国債等債権償還益」-「国債等債権売却損」-「国債等債権償還損」-「国債等債権償却」	
	その他	* 「業務純益」+「一般貸倒引当金純繰入額」-「国債等債権損益(5勘定戻)」	
	経常利益		
	株式等損益(3勘定戻)	* 「株式等売却益」-「株式等売却損」-「株式等償却」	
	特別損益		
	法人税等調整額		
	当期利益		
	残		

務収益（成果）も対応する。一期間の資金調達費用と資金運用収益は個別に対応関係を保っており、その差額が業務粗利益である。業務粗利益は利益というよりも、これから営業費用を差引き、「その他経常損益」を加減する以前の、利ざやであり、グロス・マージン（Gross Margin）をしめす。この点では「一般事業会社」における売上総利益と何ら変わらない。

(3) 売上総利益と業務粗利益は基本的に同一である—全銀協の見解

全国銀行協会は文字どおり、全国の銀行によって組織されている権威ある協会であるが、この協会は、平成 11 年 8 月「ドクター・ビックバンのよくわかる銀行のディスクロージャー」と名づけた預金者向けの啓蒙誌を出版している。この 13 頁以下に「損益計算書とは？」の見出しのもとに銀行の損益計算書のしくみを述べるさいに次の数式を掲げている。

売上げ	10 万円
－仕入れ	6 万円
粗利益	4 万円……①

粗利益	4 万円
－営業経費	1 万円
利 益	3 万円……②

以上の表を解説して「たとえば、ある商品を 6 万円で仕入れて、10 万円で売ったとすると、収益（売上げ）が 10 万円、費用（仕入れ）が 6 万円、利益が 4 万円になります（①）。

ただし、この利益は、他の商品を売る際にも共通してかかっている人件費などの経費（営業経費）をまだ引いていない、粗い計算をした利益で、粗利益といいます。

人件費などの営業経費が 1 万円かかったとすると、粗利益 4 万円から営業経費 1 万円を引いた 3 万円（②）が最終的な利益ということになります。

損益計算書は、この流れを示しています」（前掲誌 13 頁、太字は鑑定人による）。

これにつづいて「【1】業務ごとに区分されているのが特徴」という項が設けられ「銀行の損益計算書も、基本的なしくみは一般企業と同じです。…損益計算書の中心になるのも資金を運用した収益（受け取った利息）と資金を調達した費用（支払った利息）」ということになります。

これ以外の科目としては、サービスの手数料、外国為替・国債の売買などがあります。

このように、銀行の損益計算書は業務ごとに区分されているのが特徴です。ですから、損益計算書をみるにあたっては、それぞれの業務ごとの収益と費用、そしてその差額である粗利益をみていけば、どの業務で利益があったのか（また損失が生じたのか）がわかるのです」（同 14 頁、太字は鑑定人）と述べている。

さらに、この啓蒙誌は「銀行の損益計算書の中身をみる—その 1—」という項において「【1】銀行本来の業務での利益をみる」という見出しのもとで、資金業務粗利益の計算方法を図示し、

「これらの4つの業務の収支の合計が業務粗利益です」と述べ、そしてこの業務粗利益をもって「銀行が本来の業務でどれくらいの利益をあげているかがわかります」（同、15頁）と解説している。

これらの説明は明らかに、「一般事業会社」の損益計算書と銀行のそれとは基本的には同じであり、その売上総利益と銀行の業務粗利益を同じ概念で認識し、かつ、その計算が「本来の業務でどれくらいの利益をあげているかがわかります」と、意味ある概念であることを述べているのである。

(4) 有力都市銀行も業務粗利益の情報を開示している

さらに、注目しておかなければならないのは、多くの有力な都市銀行が業務粗利益を開示して

資料3 UFJの収益の仕組み(3行合算)

収 益	費 用	損 益
資金運用収益(8,105億円) 各種貸し出し等で銀行が受け取る利息	資金調達費用(3,131億円) 各種預金等で銀行が支払う利息	資金利益(4,973億円)
信託報酬(償却前)(627億円) 信託業務を通じて銀行が受け取る報酬		信託報酬(償却前)(627億円)
役務取引等収益(1,183億円) 各種サービスにより銀行が受け取る手数料など	役務取引等費用(319億円) 銀行が支払う手数料など	役務取引等利益(864億円)
特定取引収益(381億円)	特定取引費用(0億円)	特定取引利益*(381億円)
その他業務収益(1,634億円) 国債等債権の売却益や金融派生商品収益など	その他業務費用(268億円) 国債等債権の売却損や金融派生商品費用など	その他業務利益(1,366億円)
* 特定取引利益とは、金利や相場などの短期的な変動による価格差を利用して利益を得ることを目的に保有する債権やスワップなどから生じた利益のことです。		+
	人件費・物件費・税金等の経費(3,294億円)	業務粗利益(8,213億円)
		実質業務純益(4,919億円)
	一般貸倒引当金繰入額(Δ140億円)	
		業務純益(5,059億円)
臨時収益(1,955億円) 株式売却益など	臨時費用(6,924億円) 株式の売却損や償却費用、不良債権処理損など	臨時収支(Δ4,968億円)
		+
		経常利益(91億円)
特別利益(636億円)	特別損失(237億円) 動産・不動産処分損など	特別損益(398億円)
		+
		税引前中間利益(489億円)
	法人税、住民税及び事業税(52億円)	
	法人税等調整額(51億円)	
		=
		中間利益(384億円)

(出所) UFJ ホールディングス 2001年9月30日中間事業報告書より

資料4 UFJ 主要3行の損益の状況

(単位: 億円)

	三 和		東 海		東洋信託		3行合算	
	00/9	01/9	00/9	01/9	00/9	01/9	00/9	01/9
業務粗利益*	3,086	4,774	2,042	2,294	908	1,145	6,037	8,213
経費(除く臨時処理分)(Δ)	1,648	1,694	1,141	1,156	450	443	3,240	3,294
実質業務純益*	1,437	3,079	901	1,137	457	701	2,796	4,919
一般貸倒引当金繰入額(Δ)	Δ 27	Δ 16	Δ 42	Δ 247	—	123	Δ 69	Δ 140
業務純益*	1,464	3,096	944	1,385	457	578	2,866	5,059
不良債権処理額** (Δ)	1,691	1,390	1,038	795	642	429	3,372	2,615
株式関係損益	1,628	Δ1,027	538	Δ 386	Δ 162	Δ 647	2,003	Δ2,062
株式利益 (Δは損失)	1,153	530	239	122	310	Δ 561	1,703	91
中間利益 (Δは損失)	396	637	26	35	178	Δ 288	601	384

* 東洋信託銀行は信託勘定(元本補てん契約のあるもの)償却前のものを表示しています。

** 東洋信託銀行の信託勘定(元本補てん契約のあるもの)を含みます。

・PB-15の「3行合算」の数値は、3行単体決算数値の合計値です。

(出所) UFJホールディングス2001年9月30日中間事業報告書より

いることである。例えば以下は株式会社UFJホールディングスの平成13年9月中間事業報告書からの抜すいであるが、それは「UFJの収益の仕組み(3行合算)」という見出しのもとで、業務粗利益の算出過程を図示している(資料3)。

さらに「2001年9月期決算 業績ハイライト」の見出しのもとで、そのトップに「収益の大きさを表す『業務粗利益』は、2000年9月比36%増益の8,213億円となりました」と述べるとともに、UFJに合体した三和、東海、東洋信託3行のそれぞれ、及び3行合算の業務粗利益、実質業務純益(差引き一般貸倒引当金繰入額)、業務純益、経常利益、中間利益の金額を掲記しているのである(資料4 傍点筆者)。

(5) このことについての吉田鑑定意見書の誤り

銀行は、銀行法第24条第1項に規定されて、必要があれば「その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる」としているが、この報告として決算状況表を作成し、金融監督庁に提出することが義務づけられている。この決算状況表には業務粗利益及び業務純益という項目が存在している。前出の吉田鑑定意見書もこのことを認めているが、これは「銀行固有の概念であるために、損益計算書を含む財務諸表では区分表示されていない。『業務粗利益』及び『業務純利益』は、銀行監督当局の監督目的に資すれば足りるという性格の項目であり、会計理論に基づく適正な期間損益の表示を予定したものではない」(同、2頁)としている。

吉田氏によると、業務粗利益は「銀行監督局の監督目的に資すれば足りるという性格の項目」とされている。これは金融監督庁の定める事務ガイドラインにおいて、貸倒引当金等控除前の業務粗利益、業務純益を「決算に関する情報」として提出することを求めていることに結びつけた言説と推察される。しかし、さきにみた全国銀行協会の冊子は明らかに一般預金者向けのもので

あるが、そこでは業務粗利益の意義と算出方法について縷々述べている。東海銀行、三和銀行、東洋信託、三井住友銀行等は業務粗利益や業務純益を記載した事業報告書を万を数える株主、債権者に向けて送付している。また証券取引法に基づく有価証券報告書においてもこれらの銀行は「営業の状況」の箇所において業務粗利益を掲記している。三井住友銀行は有価証券報告書の「第2 事業の状況」の箇所において損益の概要を掲載しているが、この損益計算書の冒頭は業務粗利益であり、これからその他の損益を加減する形式となっている（三井住友銀行『有価証券報告書総覧』平成13年3月21頁）。みずほホールディングス平成13年3月期の『有価証券報告書』は「第2 事業の状況」のなかで「(3)国内・海外収支」と名づける表を掲記しているが、この表は事業種類別の業務粗利益を示すものであることは、この銀行の連結損益計算書をみれば直ちに明らかなるところである⁽²⁾。

三和銀行の一般の預金者の閲覧に供される、ディスクロージャー誌においても業務粗利益及び業務粗利益率を掲載している。

以上、業務粗利益は、株主、債権者（預金者）に開示されている、重要かつ有用な情報であることを事実に基づいて縷々明らかにした。しかし、なぜ吉田氏は業務粗利益を「銀行監督当局の監督目的に資すれば足りる」ものとしているのか理解に苦しむところである。あえて言えば吉田意見書は業務粗利益に対する東京都側の本件課税を否定するため、意図的に業務粗利益を軽視する言説をなしたと史料せざるを得ないのである。

(6) この件についての地裁判決の誤り

この件について関連する地裁判決文は次のようである。

「特に、東京都主税局長は、都議会において、現行の事業税につき、所得課税という応能原則による課税が行なわれていることを認識しながら、あくまでこれが応益原則に基づくものと強弁し、かつ、銀行の業務粗利益が一般事業会社の売上総利益に相当するとの誤った説明を行ない、都議会議員らの判断を誤らせるに至ったのであるから、これらについての過失が問われなければならない」（同、57頁）。

これまで、本鑑定書で述べたように、銀行業の業務粗利益は「一般事業会社」の売上総利益に相当することは明白である。げんに、当の全国銀行協会が、「一般事業会社」の売上高総利益の計算過程を例にとって図示し、「銀行の損益計算書も、基本的なしくみは一般企業とおなじです。…このように、銀行の損益計算書は業務ごとに区分されているのが特徴です。ですから、損益計算書をみるにあたっては、それぞれの業務ごとの収益と費用、そしてその差額である粗利益をみていけば、どの業務で利益があがったのか（または損失が生じたのか）がわかるものです。」（同、57頁）といっているのを、判決は故意に否定したのである。

(2) 銀行の有価証券報告書に業務粗利益が掲記され、業務粗利益率が算出されている例については、山口不二夫「銀行業における業務粗利益概念の有用性—“銀行税”を再考するにあたって—」（ぎょうせい「税」2002年6月号）21頁参照。

3. 業務粗利益は事業活動の規模や活動量を測定する指標として適当である

(1) 本件条例が課税標準に業務粗利益を選んだ理由

地裁における「都側」の答弁書は「①銀行業等における業務粗利益は、銀行業等の基本的業務をすべて網羅した指標であり、銀行業等の事業活動の規模を最も適切に反映する客観的指標であること、②現行の所得と比較して、かなりの、安定性が期待できるなど、銀行業等の事業活動量の指標として最も適切なものである」(同 60 頁)と述べている。

(2) 業務粗利益は事業規模・活動量をあらわす

業務粗利益は利益というよりも、これから営業経費を控除し、「その他経常損益」を加減する以前の、総取引利益 (Gross Trading Profit) であり、グロス・マージン (Gross Margin⁽³⁾) とも言われる。

従ってそれは各事業分野の活動のボリューム、すなわち総額としての収益力を示す。それは明らかに、事業規模とその活動量を示す数値である^{(4), (5)}。

(3) 業務粗利益からは安定的で確証的数値が得られる

銀行の業務収益と業務費用は銀行と外部取引先との取引結果であり、簿記上外部取引といわれるものを示している。それは前年度取引を基礎として累積・累減する数値であるために、過去の数値から大きく変動しない。さらに業務収益と業務費用は個別に対応関係にあり、差額としての業務粗利益は安定した額となる性質をもつ。これに対して営業純益は人件費と物件費からなる営業経費を差引いた後の主たる営業目的から稼得された純利益である。人件費とか物件費に含まれる減価償却費は営業収益の増減に殆ど左右されない、固定的費用、或いは期間的対応費用(それは業務費用のように、業務収益と個別的な対応関係が少なく、その期間に帰属する費用)であるために、業務収益が減少しても殆ど減少しない。このため差額としての業務純益は大きな影響

(3) この用語法は Finney, principles of accounting 1971 年版 p.65 において使用されている。

(4) 売上総利益の以上の特性及び外形標準課税としての妥当性については金子宏「事業税の改革(外形標準化)を考える一課税ベースの拡大と都道府県固有の安定財源の充実」(「地方税 99 年 8 月」)に詳しい。氏はこの論文において事業税の課税標準として事業活動価値(加算型付加価値)がベストであると考えておられるが、それに加えて他の適切な選択肢として思い付かれたのが売上総利益である。すなわち氏は述べられる「本稿の執筆を開始してから筆者が思い付いたのは、企業会計上の売上総利益(役務の給付を業務とする企業の場合には、総利益)も外形標準の選択肢の一つとして適切なのではないかということである。売上総利益は粗利(アラリ)と俗称されることが多いが、企業の売上高から売上原価を控除した金額である。したがって、それは売上純利益に対する観念である。ちなみに、売上純利益と売上総利益との関係は、企業の純利益(net profit)と総利益(gross profit)との関係に対応し、また純収益(Reinertrag)と粗収益(Rohertrag)との関係にも近い」(同、20 頁~21 頁)と。

(5) 業務純利益および業務粗利益が外部情報としてもきわめて重要な情報であることを経営分析的に明らかにしたものにつぎの論文がある。

山口不二夫「有価証券報告書総覧により日本長期信用銀行の経営分析」青山学院大学『青山国際政経論集』50 号、2000 年 6 月、山口不二夫「銀行業における業務粗利益概念の有用性」『税』ぎょうせい、2002 年 6 月

を受ける。

経常損益あるいは最終当期純損益はさらにこれから貸倒引当額や貸倒償却及び特別損益等の極めて変動幅の大きい数値が控除されるため、大きな影響をうけた結果となっている。このことから業務粗利益を課税対象とするのが望ましい。

4. 貸倒引当金は将来の予想に関して見積られる費用であり、そのまま取引原価に含むことはできない

(1) 貸倒引当金、貸倒償却の概念と掲記—銀行貸倒引当金全般についての金融庁の見解

貸倒引当金について金融検査マニュアルは包括的に「貸倒引当金は、少なくとも債権（貸出金及び貸出金に準ずる債権）を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もり計上する。…なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行なっている場合には、貸倒引当金の総額は、信用リスクの計量化等により導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を十分に充たす必要がある」（銀行法規便覧編集委員会編『銀行法規便覧 2002』728頁）と述べている。

この文言から明らかなのは貸倒引当金はその設定条件として

- ① 少なくとも債権という資産を引当対象とする
- ② 発生の可能性の高い将来の予想損失額である
- ③ 合理的な見積もり額の計上であること

である。

従ってそれは

- ① 債権という今期以前のストックに対する引当額（損失）であり期間収益というフローに内在する費用ではない
- ② どのように信用リスクを計量化しても、将来の損失予想であることは免れ難く、金銭収支のような証明力ある客観的証拠に基づくものでない。
- ③ とりわけ、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先についての個別貸倒引当金の設定又は直接償却については過去において十分な引当をせず、又は償却を行なわなかったことに起因することが多い。これらは会計原則上経常損益計算または特別損益計算段階で損失処理すべきものである。

(2) 貸倒引当金は予想に基づく計上であり、業務収益から直接差引かれるべき性質のものでない

例えば正常先債権及び要注意先債権についての貸倒引当金の設定に対し金融検査マニュアルは次のように述べている。

「原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分毎に、以下に掲げる方法により算定された過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、

原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する」「予想損失率は経済状況の変化、融資方針の変更、ポートフォリオの構成の変化(…略…)等を斟酌の上、過去の倒産実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた修正を行い決定する」(銀行法規便覧委員会編「銀行法規便覧2002年」金融財政事情研究会729頁)。

以上で明らかなように貸倒引当金の決定は不確実な要素が多々含まれており、当然実績と大きく乖離する。こうした未必の事項と金額を売上高又は業務収益から直接差引くこと(業務粗利益算出前に差引くこと)は会計原則にも、会計慣行にもない。

「銀行等側」はこと貸倒引当金に関しては現行の会計法規や会計慣行を無視した、リスク・プレミアム論を展開したのは、論理の飛躍としか言いようのないものである。

(3) アメリカにおいても業務粗利益を算出し、貸倒引当金繰入額は直接業務収益から差し引いていない

吉田康英氏は地裁提出の鑑定意見書(甲第107号証)において米国会計基準による銀行業の損益開示について述べている。氏は「米国銀行業の場合には『貸倒引当額』(Provision for loan losses)が貸倒損失等控除前の『金利損益』(Net interest income)から控除される形で表示される。…こうした表示方法が採用されているのは、不良債権処理額は貸出金取引と直接的な結びつきのある必然的な費用であり、2.2.1.で述べるように『金利損益』の収入側である貸出金利の設定と密接な関係にあるため、損益を対応させて表示する必要があるという考え方に基づいている」(同5頁)と述べている。これは明らかに牽強付会な論述である。なぜなら氏自らが述べるように、米国基準においても①まず、第一の区分として、貸倒損失等控除以前の「金利損益」を算出している、これが、日本における業務粗利益にあたることは当然である。②次いでこの貸倒損失控除前「金利損益」から差引くかたちで、貸倒引当金等が示されているのである。したがって、対応表示されているのは、受取利息と支払利息であって、貸倒損失ではない。

資料5の三菱東京フィナンシャルグループの米国基準の中間損益計算書にもみられるように、受取利息と支払利息の差額を正味受取利息(吉田氏の金利損益)として区分計上している点にこそ注目しなければならない。これこそが業務粗利益であり、これを明確に計上しているのである。その後に貸倒引当金繰入額を差引き貸倒引当金繰入後正味受取利息を計上しているのであるから、対応表示とは言い得ないのである。

5. 貸倒引当金仕損品論の大きな誤り

本件地裁判決は「銀行等側」準備書面や鑑定意見書の受け売りとししか思われぬ、不十分な理解にもとづいてなされているのは誠に遺憾である。その一つに貸倒れ仕損品論がある。このことに関して地裁判決は「…貸金業には貸倒れが必然的に発生するものであるから(これは、製造業において仕入れた原料のすべてが製品として仕上げられるわけではなく、一定量の欠陥品や製作

資料5 比較中間連結損益計算書

(米国会計基準)

株式会社 三菱東京ファイナンシャル・グループ

(単位：百万円)

科 目	平成13年 中間期(A)	平成12年 中間期(B)	比較(A-B)	平成12年度 (要 約)
受取利息：				
貸出金(含む手数料)	675,006	739,076	△ 64,070	1,476,209
預 け 金	96,233	112,924	△ 16,691	236,626
投資有価証券	207,379	191,222	16,157	368,681
トレーディング資産	7,844	11,517	△ 3,673	16,954
コールローン等及び債権貸借取引差入担保金	102,160	57,337	44,823	184,504
受取利息合計	1,088,622	1,112,076	△ 23,454	2,282,974
支払利息：				
預 金	296,623	360,585	△ 63,962	774,512
債 券	11,834	18,164	△ 6,330	32,285
コールマネー等及び債券貸借取引受入担保金	116,534	68,891	47,643	260,685
信託勘定借、その他短期借入金及びトレーディング負債	25,963	53,193	△ 27,230	65,055
長期 債 務	96,563	88,331	8,232	178,081
支払利息合計	547,517	589,164	△ 41,647	1,310,618
正味受取利息	541,105	522,912	18,193	972,356
貸倒引当金繰入額	309,425	314,169	△ 4,744	797,081
貸倒引当金繰入後正味受取利息	231,680	208,743	22,937	175,275
非金利収益：				
受 入 手 数 料	245,079	197,051	48,028	459,403
外国為替売買益	62,543	—	62,543	—
トレーディング勘定収益	106,129	59,272	46,857	229,508
投資有価証券勘定収益	—	193,953	△193,953	232,502
その他非金利収益	28,909	35,140	△ 6,231	38,646
非金利収益合計	442,660	485,416	△ 42,756	960,059
非金利費用：				
給与及び福利厚生費用	228,455	216,075	12,380	403,739
店舗関係費用	67,391	65,341	2,050	137,373
外国為替売買損失	—	19,312	△ 19,312	104,617
投資有価証券勘定損失	92,882	—	92,882	—
その他所有不動産損失	2,122	14,798	△ 12,676	16,434
その他非金利費用	292,633	234,227	58,406	465,347
非金利費用合計	683,483	549,753	133,730	1,127,510
税金等調整前中間(当期)純利益	△ 9,143	144,406	△153,549	7,824
法人 税 等	△ 1,480	79,125	△ 80,605	64,373
財務会計基準書第133号適用に伴う 影響額調整前中間(当期)純利益	△ 7,663	65,281	△ 72,944	△ 56,549
財務会計基準書第133号適用に伴う影響額	5,867	—	5,867	—
中 間 (当 期) 純 利 益	△ 1,796	65,281	△ 67,077	△ 56,549
優先株式配当控除後中間(当期)純利益	△ 5,964	61,113	△ 67,077	△ 64,885

の失敗による無駄が生ずることと同じであり、それらの発生は売上高の減少となって売上総利益に反映しているのである。)、この額を控除しない業務粗利益は、売上総利益とは異なったものといわざるをえないのである。」と述べている。

周知のようにわが国、原価計算基準は「27 仕損および減損の処理」の項を設け次のように述べている。「総合原価計算においては、仕損の費用は、原則として、特別に仕損費の費目を設けることをしないで、これをその期の完成品と期末仕掛品とに負担させる。加工中に蒸発、粉散、ガス化、煙化等によって生ずる材料の減損の処理は、仕損に準ずる」と。

仕損品は経常的に発生するものであれば、製品原価を構成するものとみなす、という会計上の前提に基づいて処理される。それは原価を構成せしめるのであって、売上高の減少させるものではない。勿論非経常的仕損品は営業外費用又は特別損失として処理されなければならない。

むしろ売上高の減少として処理されるものに、売上戻り、同値引きがある。これこそまさにフローとして、売上高から差引かれてよい項目である。しかし、貸倒引当金繰入額はこれまでの貸出金に対する、次期以後に発生すると見られる貸倒予想額を見積もり計上するものであり、仕損品とは異なる範疇に属するものである。勿論売上値引き・戻りの範疇に属するものでもなく、まさに、「引当金」なのである。

6. 貸倒危険は銀行だけでない

(1) 一般事業会社の収益の認識基準についての「銀行等側」の誤謬、あるいは故意の歪曲

銀行側の「奇妙な」論理はさらに続いている。「銀行等側」は地裁提出の第3準備書面において銀行と「一般事業会社」の収益実現過程における差異を強調している。すなわちこの書面は「銀行業の貸出業務においては『非貨幣性資産』が介在することがあり得ず、一般事業会社のように商品を引き渡し、その対価として現金または現金同等物を受け取った時点で収益を計上するという経過を辿ることはない。」(同12頁)⁽⁶⁾と述べる。これは完全に間違った認識である。

ここに「銀行側」の恐るべき無知が暴露されている。「一般事業会社」が「商品を引き渡し、その対価として現金または現金同等物を受け取った時点で収益を計上するという経過を辿る」と述べるが、この収益の認識基準は現金主義であり、会計原則の発生主義会計とは全く別のものであることは、簿記・会計を学ぶ初心者でも知るところである。

(2) あらためて紹介するまでもないと思われるが、企業会計は収益の認識基準として、発生主義会計を収益に限定的に適用した実現主義の原則をもっている。実現主義とは、財貨や役務(サービス)を取引先に販売し、現金、受取手形、売掛金などのかたちで対価が確定することをもって

(6) ちなみに現金同等物とは「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準(平成10年3月13日 企業会計審議会)」によれば「容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なりスクしか負わない短期投資をいう」とし、同注解2『現金同等物について』においては「現金同等物には、例えば、取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の短期投資である定期預金、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、売戻し条件付現先、公社債投資信託がふくまれる。」としている。

記録・計算を行なうことをいう。「一般事業会社」において、製造業、卸売業のほとんどの収益は売上債権の形態をとっており、現金及び現金同等物の形態をとってはいない。「現金または現金同等物を受け取った時点で収益を計上する」のは現金主義に基づく認識基準である。現行のわが国会計基準ではごく例外的に適用されているに過ぎない。「一般事業会社」にとっても売上債権の回収はきわめて重要な財務上の課題であり、「一般事業会社」は信用ある取引先の選択をなして販売を行なってはいるが、それでも、何%かの貸倒れを予想して販売がなされていることは、誰しも知るところである。

収益の認識について、「銀行等側」は一般事業会社の資金循環過程を全く牧歌的に描いている。準備書面は、一般事業会社が商品を販売すれば直ちに現金又は現金同等物が受け取れるもの、としているが、百貨店やスーパーマーケットなどは別として、製造業の販売は、ほぼ確実に受取手形、売掛金という売上債権のかたちで実現する。卸売業のほとんども同様であり、小売業においてもカードによる販売が浸透している。したがって、売上債権回収の延滞、貸倒れは常態化しているのである。こうした「一般事業会社」の貸倒引当金繰入額も銀行側の論法をもってすれば、売上高から直接差引かなければならないはずであるが、勿論そうした処理はなされていない。

む す び

- 1 銀行等側は「地裁」に提出した原告第3準備書面において「同じ損益計算書でありながら、一方、一般事業会社の損益計算書には『売上総利益』の勘定科目が存在するが、他方、銀行業の損益計算書には『売上総利益』は勿論のこと、被告らが『売上総利益』に相当するとした『業務粗利益』の項目も存在しないのである」（同6頁）と述べるが、これは全くの誤りである。

株式会社の全てに適用される「商法施行規則」に基づく損益計算には売上総利益という表示項目（「勘定科目」）はない。銀行業等については銀行等特例法19条に基づき作成及び提出される貸借対照表、損益計算書等の財務諸表は、商法第281条1項の計算書類に代置するものとされるが、この損益計算書においては同様に売上総利益に当たる業務粗利益をもたない。

売上総利益を法定表示項目としているのは、上場会社等、ごく少数の証券取引法行法適用会社に過ぎない。「銀行等側」はこの限られた範囲にしか適用されない証取法「財務諸表規則」に基づく損益計算書に売上総利益の表示があるからといって、すべての「一般事業会社」の表示項目にあるがごとく述べるのは完全な誤りである。誤った前提に基づいて、その後の論理が展開され、幾人かの「銀行等側」鑑定人の意見が述べているのは遺憾である。

- 2 銀行業等において業務粗利益は、「一般事業会社」の売上総利益と同じく、きわめて重要な概念であることは、銀行協会自らが強調しているところである。また、主力銀行においても事業報告書において業務粗利益及び業務粗利益率を開示している。また金融庁の定める事

務ガイドラインにおける決算情報は業務粗利益の計算・表示を求めている。

- 3 課税対象額の客観性と継続性及び安定性を維持するためには貸倒引当金という未必の費用・損失を課税標準額に含むべきでない。
- 4 結論として本件条例が、「業務粗利益」を課税標準としたことは、企業の総額としての収益力即ち企業の収益力のボリュームをしめすばかりでなく、客観的かつ安定性があり、妥当な方法である。
- 5 この課税方法を否認する「銀行等側」代理人や鑑定人たちの判断や意見は会計実務・制度への理解が不十分で、妥当性を欠き、主観的かつ恣意的であり、地裁判決が十分な理解もないままに、これらの主張を受け入れたことは首肯し難い。

以上述べたように業務粗利益は「一般事業会社」の売上総利益に相等する概念であり、また外形標準課税の課税対象としては、妥当性と合理性をもつものである。

地裁判決と、これを導き出すに役立った銀行側の準備書面及び銀行側鑑定人の意見は会計に関する原則、規則等に対する無知、誤解、曲解が多々みられる。来るべき第2審判決がどのような結果になるかは注目されるところである。

(2002年12月24日)

[追記]

この裁判の東京高等裁判所の判決が2003年1月30日になされた。それは「銀行税の導入自体は合法だが負担が過重で都条例は無効」(「日本経済新聞」2003年2月4日夕刊)というようのものであった。以下判決要旨から本論文に関連する部分を紹介しておく。

ウ 業務粗利益を課税標準としたことについて [51頁～]

本件条例が課税標準として採用した「業務粗利益」については、一審被告東京都が、一般事業会社の「売上総利益」との対比から、銀行業等に対する外形標準課税の課税標準として最適であると判断した点や、銀行業等の課税標準において貸倒損失、信用リスク・プレミアムを考慮する方法について、なお検討を加える必要があり、「最適の」課税標準とは考えられない。

しかし一方、銀行業における「業務粗利益」は、当初、業法上の規制、監督上の必要から導入されたものであるが、その後の法規の改正等により、銀行業の経営状況等の情報を対外的に提供する機能を付与され、ディスクロージャー誌など銀行業界から対外的な情報発信において、「業務粗利益」が銀行業の基本的業務の収益ないし粗利益を示すとしたり、一般事業会社の「売上総利益」に相当するものとして、一般的、日常的に用いられていることから見て、「業務粗利益」から銀行業の収益や業務の活動量を測定することも、許容されるアプローチの一方法である。そして、地方税法72条の19は、「等」という地方公共団体に一定の裁量を認めた表現であることも考えれば、事業税の課税の局面において、その課税客体である事業としての銀行業等の規模・活動量を測定するものとして、「業務粗利益」を課税標準として採用した一審被告東京都の裁量判断が、合理性を欠くものとは断定できない。

エ 結論 [58頁～]

以上のとおり、本件条例制定に当たっての一審被告東京都の裁量判断は、いずれも地方税法72条の19において許容される範囲内のものであると認められるので、本件条例は同条に違反しない。(東京都外形標準課税条例無効確認等請求控訴事件、東京高等裁判所判決要旨9頁)